

医療保護入院制度が 変わりました

平成26年4月1日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に主に以下の制度が変わりました。

① 保護者制度が廃止されました

これまで、精神障害者の方1人につき1人の保護者をご家族の方等から選任されていましたが、その仕組みが廃止されました。

② 医療保護入院の際の同意者が変わりました

ご家族(※)のうちいずれかが同意すれば、医療保護入院が可能です。
また、ご本人に限らず、ご家族の方でも入院中の退院請求をすることができます。

※ ご家族とは、配偶者、親権者、直系血族、兄弟姉妹、裁判所に選任された扶養義務者、後見人又は保佐人(後見人又は保佐人がいる場合)です。なお、いずれもない場合は市町村長が同意をします。

③ 医療保護入院の方への退院支援が制度化されました

- 退院後の生活環境について、退院支援の担当者(退院後生活環境相談員)が相談に応じます。(ご家族の方もご相談いただけます。)
- 退院後生活環境相談員にご相談いただければ、退院後に利用したい障害福祉サービスや介護サービスについて、地域の事業者(地域援助事業者)をご紹介します。
- 入院時に決めた入院期間が過ぎるときに、引き続き入院が必要かどうかや退院に向けての取組などについて、委員会(医療保護入院者退院支援委員会)で議論します。

※ 希望すれば、ご本人、ご家族の方などが委員会へ出席することができます。
(ただし、場合により出席できない場合があります。)

詳しくは、あなたの退院後生活環境相談員(退院支援の担当者)又は病院の職員の方にお尋ね下さい。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare